



千葉大学ユニオンニュース 第79号 2013年6月5日

編集・発行：千葉大学ユニオン 事務局：西千葉キャンパス総合校舎G号館401室 メール：cuu@e-mail.jp

電話・FAX：043-290-2234 HP：http://www.age.cc/~cuu/（過去のニュースもご覧になれます）

☆職場でお困りのこと、お気づきのこと、ご質問・ご意見をお寄せください。

改正労働契約法の非常勤職員への適用について協議の申し入れ

改正労働契約法に対応して4月に改正された本学非常勤職員就業規則には様々な問題点や混乱があるため、改善が必要と考え、協議を申し入れました。

昨年8月に成立し、本年4月から全面施行された改正労働契約法に対応し、千葉大学の非常勤職員就業規則等が4月から改正されました。

千葉大学ユニオンは、本改正に至るまでに開催された「改正労働契約法等への対応方針に関する説明会」での法人側からの説明や、配布資料等を検討した結果、様々な問題点があるため、非常勤職員の雇用をめぐる見解を伺うべく、4月10日に学長宛、協議を申し入れました。その結果、5月28日に協議が開催されました。

協議の内容については、次号のユニオンニュースに掲載いたしますが、協議申し入れ書のおおまかな内容は、下記のとおりです（詳細はユニオン HP：http://www.age.cc/~cuu/をご覧ください）。

＊

(1) 非常勤職員等から常勤職員への採用の促進について

本学では、「勤務経験のある非常勤職員等を常勤職員として採用するための試験」が行われているが、この試験によって非常勤職員等から常勤職員に採用された者の数は少数にとどまっている。この試験の出願者数、採用者数、および合格率を示した上で、この試験による採用者数を今後さらに増加させ、有能な非常勤職員等をこれまで以上に積極的に常勤職員として登用するような具体的方策を考えることについて、見解を伺いたい。

(2) 非常勤職員の契約の更新回数の上限撤廃について

国立大学の非常勤職員の契約期間は、「採用日の属する事業年度の範囲内」とされるのが通常だが、契約の更新回数については大学によって差があり、佐賀大や徳島大のように更新回数の上限を撤廃した大学もある。改正労働契約法の本来の趣旨に則り、千葉大学も更新回数の上限を撤廃した他大学にならうべきではないか。

(3) 通算できる契約期間の変更について

もしも上記(2)のように、更新回数の上限を撤廃することが千葉大学ではできない場合は、鳥取大、大阪教育大、名古屋大、香川大など他の国立大学の就業規則のように、本年4月1日付けで改正された非常勤職員就業規則第5条2を、「通算できる契約期間は、最初の採用日から在職期間を通算して5年に達する日とする。」と再改正できないかどうか。

(4) 近隣の教育研究機関との職場の相互異動システムの構築について

今回の非常勤職員就業規則改正に至った法改正に従う必要のある教育研究機関は、千葉県内だけでも千葉大学だけではないと考えられるので、千葉大学での通算契約期間が5年に達した非常勤職員のうち希望する者が、千葉県内の近隣の教育研究機関（例：国立歴史民俗博物館、木更津工業高等専門学校、放送大学学園など）で雇用されるよう、千葉大学がこれら機関と非常勤職員の職

場の相互異動に関する協定等を結ぶことについて、どう考えるか。

(5) 非常勤講師の契約の更新回数について

改正された本学の非常勤職員就業規則では、非常勤講師についても更新回数の上限が新たに設定されたが、非常勤講師についてはこれまでどおり更新回数の上限を設定しない国立大学（たとえば、東大、一橋大、東京外大、東京芸大、東工大、東京学芸大など）もある。もしも上記(2)のように、更新回数の上限を撤廃することが千葉大学ではできない場合は、非常勤講師についてのみ旧年度までと同様に更新回数の上限を設定しないよう、非常勤職員就業規則を再改正できないか。

技術職員の労働条件や、育児休業等についての懇談

本学には、他の国立大学で見られる技術系職員の昇格に関する規程が存在しておらず、技術系職員の昇給や昇格にかかわる評価基準が不明確であるばかりか、技術系職員の研修や学会参加が制限を受けることもある等、事務系職員と比較して技術系職員の処遇に関する制度が整っていない、との声がありました。

そこでユニオンは、まずは本学における技術系職員の労働条件等の現状を把握することが重要と考え、4月8日にこの問題を中心とする懇談を職員課に申し入れたところ、5月23日に懇談が開催されました。その詳細は、次号ユニオンニュースで解説いたしますが、懇談申し入れ書に掲載した主な質問事項は、下記のとおりです（申し入れ書はユニオン HPにも掲載済み）。

＊

(1) 技術系職員（技術職員、技術専門職員、技術専門員）の処遇等について

ア) 技術系職員の部局毎の年代別構成と職位

イ) 技術系職員の給与水準（事務職員との比較を含む）

ウ) 給与規定上の位置づけ：本学では、他大学（例：埼玉大学など）のように技術系職員専用の俸給表を定めず、事務職員と同じ給与規程「一般職俸給表(一)」によって技術系職員の給与が定められていることの妥当性や、技術系職員のなかで管理職手当が支給される職階が存在するかどうかについて。

エ) 昇格基準：技術専門職員（3級）および技術専門員（4級以上）への昇格はどのように決定されているか。他大学（長崎大、神戸大、埼玉大など）のような昇格のための要件や選考方法等が定められている規程が本学にはないと考えられるが、これまで本学で規程を整備する議論があったかどうか。

オ) 昇給：千葉大学での教職員の特別昇給（AまたはB）の割合（および人数）が、その分母となる所属部局毎に上限が定められているかどうか。技術系職員は、所属する部局内の人数が少

ないことで、特別昇給（A または B）の機会が極めて限られているのではないかと。

カ) 評価：技術系職員が専門分野について外部から評価を得たり、成果を上げていても、評価が変わらないとの声があるが、職務の評価をより適切に行うことについて、大学はどのように考えているか。

キ) 研修：技術系職員が受けられる能力開発研修は事務職員よりも少なく、語学研修についても認められていないが、技術系職員向けの能力開発研修を増やすことはできないか。

ク) 学会参加費：学会参加費を運営費交付金で支払おうとした際、「技術職員の業務に研究活動は含まれないので、それは認められない」と事務職員から言われたとの声があるが、こうした対応についてどう考えるか。

ケ) 超過勤務手当について

(2) 教員の育児休業および代替教員制度について

ア) 「千葉大学職員の育児休業等に関する規程」の第9条の運用についての周知徹底の必要性について

イ) 規程名について（「職員」の規程となっているため、教員に適用されないとの「誤解」がある）

(3) ユニオン事務室の電話回線について

(4) 過半数代表者を通じた就業規則等の改正の周知について

(5) その他

千葉大ユニオンQ & A をHPに掲載しました。

ユニオンにはこれまで、育児休業や非常勤職員の雇用条件などに関して、多くの問い合わせが寄せられてきました。これらのなかには、分かりにくい複雑なものもあります。

そこで、ユニオンでは、教職員が働く中で直面する課題（旧姓使用、産休、育児休業・介護休業など）や、有期雇用教職員の労働条件などについて、Q&A 方式による解説を執筆し、ユニオンHPに掲載しました。下記が主な問いですが、答えはHPをご覧ください。

*

Q. 結婚して、戸籍名は変わりますが、仕事では旧姓を使いたいと思います。千葉大学で勤務する際、旧姓が使えますか？

Q. 出産する場合、どのぐらいの休暇が認められていますか？

Q. 女性教員が産休を取った場合、その休暇中の授業はどうなりますか？

Q. 非常勤職員でも、育児休業は取れますか？

Q. 家族に介護を必要とする者がおり、仕事と介護を両立するのが難しい状況です。休みを取って、介護に専念することができそうですか？

Q. まもなく、雇用契約の期間が終わってしまいます。もう、千葉大学で働くことは、できないのでしょうか？

Q. 私のようなテニユア・トラック教員および特定雇用教職員は、いつまで千葉大学で働けるのでしょうか？

Q. 「クーリング期間」について、もう少し詳しく知りたいのですが...？

早稲田大学で非常勤講師5年雇止め撤回要求運動

改正労働契約法に伴う非常勤講師の5年上限の有期雇用への就業規則改正が、早稲田大学で過半数代表者による意見聴取がないまま行われたことに対し、4月8日に首都圏大学非常勤講師組合が早稲田大学を刑事告発しました。

首都圏大学非常勤講師組合は、今後の運動を展開する費用として緊急カンパを募金するとともに、各大学の非常勤講師に組合への加入を呼びかけています。運動の内容や送金方法は、首都圏大学非常勤組合 HP (<http://hijokin.web.fc2.com/>) をご参照ください。

ユニオン第10回定期総会にご参加をお願いします

6月13日(木) 午後6時より、西千葉キャンパス教育学部2号館1階 2112教室 (総合校舎 H 号館の道路を隔てた向かい側) で、千葉大学ユニオン第10回定期総会を開催します。ユニオンの活動にとって最も重要な会合ですので、ご参加をお願いします。また、ご出席できない方は、出席予定の会員または議長に、必ず「委任状」を託していただくよう、お願いします。

ユニオン総会のあと、懇親会を開催します。こちらもぜひ、ご参加ください。

新入教職員歓迎・交流会を開催します

今年も新入教職員歓迎・交流会を開催します。皆様、お誘い合わせのうえご参加ください。新入教職員の方を迎えて、千葉大の教職員と広くつどい、大学について知り、語りあいましょう！

【日時】 7月9日(火) 午後6時～8時

【会場】 西千葉キャンパス 生協フードコート4

【会費】 お一人1000円。新入教職員の方は無料

各種サービスのお知らせ

千葉大学ユニオンでは、組合員の皆様に下記のサービスを行っております。詳しくはユニオンHPをご覧ください。

(1) 教職員共済生協のサービス

職員共済には自動車事故や火災などの損害賠償や死亡保障、医療保障など各種の保険があります。例えば「総合共済」は月々900円の掛け金で12種類の保障が受けられます(1死亡、2後遺障害、3入院・休業、4傷害、5介護、6火災、7住宅災害、8災害見舞、9個人賠償、10教職員賠償、11遭難救助、12退職見舞金)。教職共済生協の組合員になる方は、加入時に出資金100円(加入時のみ)が必要となります。詳しくは、教職員共済生協HP (<https://www.kyousyokuin.or.jp/>) をご覧ください。

(2) 労金(ろうきん)のサービス

業務内容は、預金・ローン・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりありませんが、労金の役割は、1組合員活動を支援すること、2低利な融資商品を提供すること、3福祉事業を助成すること、4労金利用をひろげること、5福祉金融機能を発揮すること、6財政制度の改善を推進すること、7多重債務から勤労者を守ること、です。ユニオン加入者には特に保証協会の保証料・貸し出し金利が安くなる優遇があります。労金 HP (<http://chuo.rokin.com/>) もご覧ください。

加入申込書

電話・ファックス:043-290-2234

千葉大学ユニオン委員長 亀尾浩司 殿

千葉大学ユニオン規約*を承認し、千葉大学ユニオンに加入します。 2013年 月 日

ご氏名:

ご所属:

ご連絡先:(メールアドレス)

(内線番号)

*千葉大学ユニオン規約は千葉大学ユニオンHPをご参照ください。